

## 【59用語】

「訓導…くんどう」旧制小学校の正規の職員、現在の教員  
「勅令…ちょくれい」明治憲法下、帝国議会の協賛を経ず、天皇の大権により発せられた命令で、一般の国家事務に関する法規を定めたもの

「月俸…げっぽう」月々の俸給、月給

「具申…ぐしん」意見や事情を詳しく申し述べること

### 【59解説】

明治五年（一八七二）八月に学制が颁布されると、明治政府の指導によつて各地に小学校設立の気運が高まつた。その後、明治十八年の教育令改正及び翌十九年の小学校教則改正に伴い、群馬県では町村立小学校教場数及び設置区域が指定され、吾妻郡は第百四十五学区（第百六十五学区）となつた。この第百四十六学区として明治十九年三月に誕生したのが吾妻第二尋常小学校となり、同校は町村制の施行によつて同二十三年九月太田尋常小学校となり、さらに明治三十二年四月一日、新たに高等科が併置されたことに伴つて太田尋常高等小学校と改称されたのである。ちなみに、修業年限は尋常科・高等科それぞれ四年間であつた。

本文書は、太田尋常高等小学校の補助教員（准訓導）の増員要求に関する、山崎吾妻郡長から吉見群馬県知事へ提出した具申書である。太田尋常高等小学校には、これまで准訓導一名が配置されていたが、一名の増員要求を郡長へ提出した。郡長は地元の太田村長からも意見を聴取したうえでこれを認め、県へ具申したのが本文書と思われる。その後、五月二十八日には准訓導（補助勤務）一名の任用上申書が郡長から県知事宛に提出され、俸給八円で任命されている（「小学校職員任免」）。

なお、太田尋常高等小学校は明治四十二年二月十七日夜に発生した火災により、校内に保管されていた文書類は焼失してしまつたようである。